

墜落防止 手すりユニット ご使用の手引き



ご使用になる皆様へ

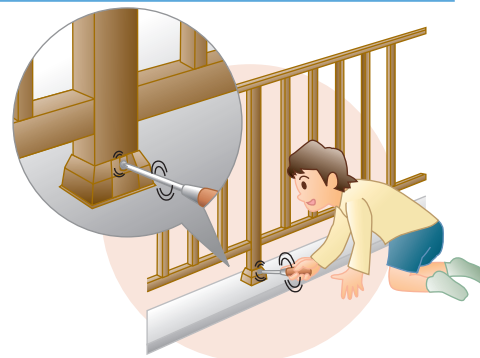
製品を正しく安全にお使いいただくためにこのご使用の手引きをよくお読みください。
また、いつでも使用できるように大切に保管して下さい。



JAHA 日本アルミ手摺工業会

安全にご使用いただくためのお願い

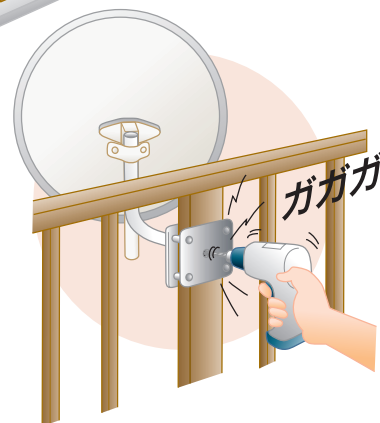
- 1 ボルト、ナット、ネジをゆるめないで下さい。
手すりの強度低下で倒れるおそれがあります。



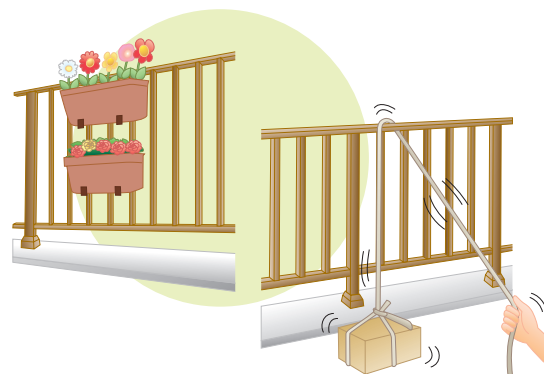
- 2 ネジがゆるむ原因になりますので、
むやみに手すりをゆらさないで下さい。



- 3 手すりの強度低下や思わぬ事故の原因になり
ますので、孔を開けたりパネル等の建材を取
り付けしないで下さい。



- 4 安全上、手すりにふとんやプランターなどの
重いものを掛けしないで下さい。
また手すりにロープを掛けて荷物の上げ下げ
をしないで下さい。
製品に破損のおそれが生じます。



- 5** 手すりの近くにエアコンの室外機やダンボール箱などの踏み台になるようなものを置かないで下さい。
墜落事故の原因になります。
また、隔て板の前にエアコン室外機を設置すると避難の妨げになります。



- 6** ガラスがはめ込まれている場合、割れる危険性があるので足で蹴ったり、物をぶついたりしないで下さい。



快適にご使用いただくためのお願い

製品は十分な表面処理を施しておりますが、
汚れやホコリを長期間放置しておくと腐食しやすくなります。
定期的に清掃することをお勧めします。
特に海岸地帯や交通量の多い道路沿いは、
塩分や排気ガスによる汚損が進みやすいので、
こまめにお手入れして下さい。

【手すりのお手入れ方法】

- 汚れは（水でぬらした）布やや柔らかいスポンジなどで拭き取して下さい。
- 汚れがひどい場合は、中性洗剤を水で薄めてご使用ください。
- 洗剤の使用後は、洗剤分が残らないよう十分に水拭きを行って下さい。
- シンナーや金属製ブラシは表面を傷めるのでご使用しないで下さい。



【保守点検について】

(1) 自主点検のお願い

ご使用中にいろいろな不具合が発生することがあります。そのままにしておきますと、手すりユニットが破損し、人身事故等の原因になるおそれがあります。次のような不具合がないかどうか、お手入れの時等を利用して点検して下さい。

- 1 手すり子が折れ曲がり、隙間が広がっている。
- 2 手すり子をとめているネジがゆるんでいる。
- 3 手すり子がはずれている。
- 4 手すりユニットを手でゆするとグラグラする。
- 5 手すりユニットの各部及び部品が腐食している。
- 6 パネルに大きなキズ、ひび割れがある。
- 7 ガラスにひび割れがある。
- 8 パネルやガラスを止めている押え材がはずれている。
- 9 笠木、上弦材または下弦材が変形している。
- 10 手すり上部（笠木）端部カバーがない。
- 11 支柱下部から水がでている。

上記のような不具合または不明な点がありましたら、ご自分で分解や修理をせずに、必ず建築物の管理責任者へご連絡ください。

共用部分を管理される場合、共用部分に使用されている手すりユニットは、お客様用取扱説明書の記載内容に基づき、管理責任者が点検及びお手入れをして下さい。

*点検する場合は自主点検表をご利用下さい。

(2) 製品保証期間経過後の取り扱いについて

建築物引き渡し日から2年間を保証期間としております。その間に発生した製品の不具合・施工不備等については無償で修理致します。但し免責事項に係わる内容や消耗品の修理は有償扱いとなります。

なお、保証期間2年を超過した場合の点検・修理につきましては有償扱いとなります。但し、発注者との契約において別途保証期間を定めている場合はこの限りではありません。

*墜落防止手すりの商品保証については〈手すりメーカーの運用例〉をご参考願います。正式な手すりの商品保証につきましては各メーカーにご確認願います。

自主点検表

この自主点検表^{*1}は、住宅部品の経年劣化状況をお客様自身で確認していただき、劣化兆候があれば、専門家（商品購入先^{*2}、メーカー）に速やかにご連絡いただき、整備・修理等を受けて、住宅部品をより長く、安全にお使いいただくことを目的とします。

- * 1. この点検表は、拡大被害を伴わない製品劣化・故障に関する項目は取り上げていません。当工業会の「ご使用の手引き」も合わせてご覧ください。
- * 2. 商品購入先は、販売店、ハウスメーカー、工務店、施工業者等を示しています。

墜落防止手すりの自主点検表

*各チェック項目について該当箇所がない場合は、兆候有無の「-」に○をつけてください。

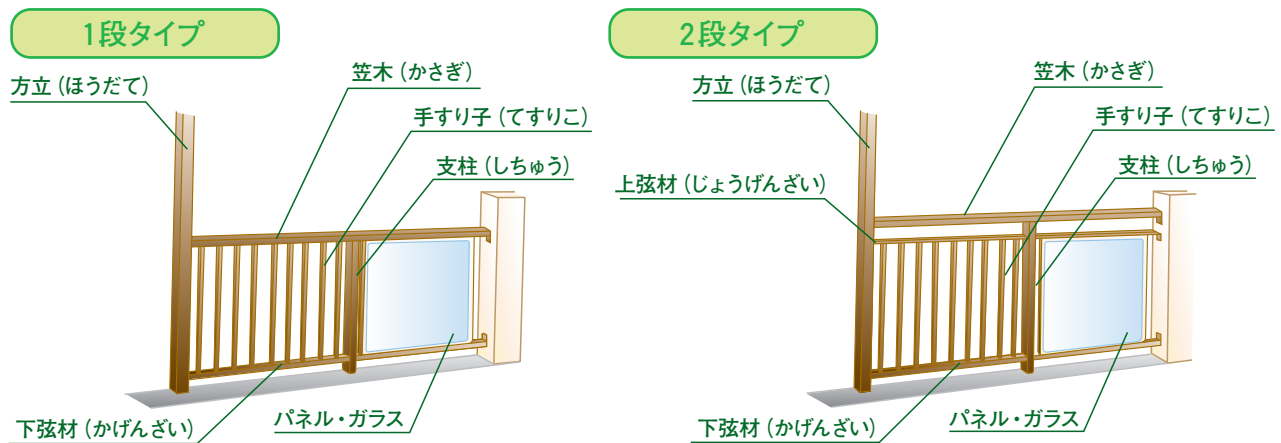
*当点検は、日常及び長期使用経過時の点検事項です。

*不具合の兆候を発見次第、専門家（商品購入先または、メーカー）へ速やかにご連絡ください。

商品購入先 : メーカー名 :	製品名・品番	製造日・取付日	使用年数
--------------------	--------	---------	------

点検部位	NO	チェック項目	兆候有無			経年劣化進行に伴う具体事例
製品本体	①	手すり各部位を手でゆするとガタガタ音がある あるいは接続ビスがゆるんでいる ・点検部位（笠木、支柱、手すり子、下弦材）	有	無	-	・手すりの脱落や落下
	//	② 手すり子が折れ曲がり、隙間が広がっている	有	無	-	・人のすり抜けによる墜落
	//	③ 手すり子が外れている	有	無	-	・人のすり抜けによる墜落
	//	④ 手すりユニットを手でゆするとグラグラする	有	無	-	
	//	⑤ 手すりユニットの各部及び部品が腐食している	有	無	-	・部材の腐食による強度低下
	//	⑥ パネルに大きなキズ、ひび割れがある	有	無	-	
	//	⑦ ガラスにひび割れがある	有	無	-	・けが
	//	⑧ パネルやガラスを止めている押さえ材が外れている	有	無	-	
	//	⑨ 笠木、上弦材または下弦材が変形している	有	無	-	
	//	⑩ 手すり上部（笠木）端部カバーがない	有	無	-	・けが
	//	⑪ 支柱下部から水がでている	有	無	-	・部材の腐食による強度低下

・ 墜落防止手すり各部の名称



(おことわり)

この資料は、手すりユニットを安全にご使用いただくための手引きとして、当工業会がまとめたものです。実際の製品をご使用される場合の手引きは、会員会社にご確認下さい。

(ご案内)

会員外の方が本手引きを業務目的で無断使用される事はお断り致します。

参考資料：一般社団法人 リビングアメニティ協会

墜落防止手すりの商品保証について

〈手すりメーカーの運用例〉

本書は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障、損傷などの不具合（以下、「不具合」といいます）が発生した場合には、お取り扱いの施工店、工務店、販売店又は当社支店・営業所に修理をご依頼下さい。

■対象商品

☆ビル用建材商品

■保証期間

施工者よりの引き渡し日（注1，注2）から2年間とします。

（注1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

（注2）分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

■保証内容

取り扱い説明書、本体ラベル又はその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

■免責事項

保証期間内でも、次の様な場合には有料修理となります。

- ①当社の手配によらない第三者の加工、組立て、施工、管理、メンテナンスなどに起因する不具合（例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食。中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食。工事中の養生不良に起因する変色、腐食など）
- ②建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合
- ③商品又は部品の経年変化（使用に伴う消耗、摩擦など）や経年劣化（樹脂部分の変質、変色など）又はこれらに伴うさび、かび又はその他の不具合
- ④商品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食又はその他の不具合（例えば、塩害による腐食。大気中の砂塵、煤煙、各種金属粉、亜硫酸ガス、アンモニア、車の排気ガスなどが付着して起きる腐食。異常な高温・低温・多湿による不具合など）
- ⑤天災その他の不可抗力（例えば、暴風、豪雨、高潮、地震、落雷、洪水、地盤沈下、火災など）による不具合又はこれらによって商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合
- ⑥商品又は部品の材料特性に伴う現象（例えば、干割れ、色あせなど）
- ⑦実用化されている技術では予測することが不可能な現象又はこれが原因で生じた不具合
- ⑧犬、猫、鳥、鼠などの小動物に起因する不具合
- ⑨お客様が適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- ⑩お客様自身の組立て、取付け、修理、改造（必要部品の取外しを含む）に起因する不具合
- ⑪本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合又は使用目的と異なる使用方法による場合の不具合
- ⑫犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合

*次のような消耗品は有料になります。

例：ガラスパッキング、タイト材、ホールプレート、小口カバー、ジョイントキャップ、合成樹脂部品 等

*保証期間経過後の修理、交換などは有料といたします。

*本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理についてご不明の場合は、最寄りの当社〇〇支店・〇〇営業所にお問合わせください。